

III. 地域の猫対策は飼い猫の管理から

5 飼い猫は屋内で飼いましょう

飼い主のいない猫の対策を始めるには、まず、飼い主が地域の中で自分の猫を適正に飼養していることが必要です。

不妊・去勢手術をせずに、家の外で飼養されている猫がいては、これからの対策は功を奏しません。



猫は、屋内でも環境を整えてやれば十分に暮らすことができます。猫は屋内で飼養すれば交通事故や病気のほか、行方不明になることも防ぐことができます。また、鳴き声やふん尿などで隣近所に迷惑をかけることもありません。



外界は危険がいっぱいです。

たとえば、殺鼠剤で弱ったねずみを食べる、除草剤のまかれた草のうえでごろごろし、その後グルーミング等すると、除草剤をなめているのと同じことになります。そして、交通事故。夜は、光をいっぱい取り込もうとして瞳孔が開いているので、自動車のライトがいきなり差し込むと何も見えなくなります。昼間も、猫は自動車のスピードのことなど理解していません。

また、カラス等にとっては、子猫や弱った猫は、エサ、いじめの対象でしかありませんし、毒蛇や他にも危険な動物もいます。車の不凍液などもなめると危険です。

6 飼い猫に身元の表示をしましょう

猫が迷子になるのを防止するために、飼い主がわかるような表示をすることが大切です。保護された場合、確実に飼い主がわかりますし、個体の鑑別は、飼い主が自分の飼い猫の行動に責任を持つ意味からも必要なことです。



なぜ家に帰ってこないのでしょうか。

交通事故や外敵、けが等にあった可能性が考えられます。

そして、お散歩中に、普段は交通量が多くて渡ることができなかった道を何かの拍子で渡ってしまい、怖ろうとしたとき交通量が多くて怖れなくなってしまった、他の猫とけんかしてはるか遠くまで逃げてしまい、帰り道に他の猫のテリトリーがあった、というような場合もあるでしょう。

また、家に新しい猫がやってきたときとか、引っ越したとき等、新たに自分のテリトリー探しの旅に出ることもあるでしょう。このような場合に備えて、まいご札や、名前を書いたネッカチーフ等を付けといてあげるといいでしょう。

7 飼い猫に不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術はいいことづくめです。

猫は生後6～7ヶ月程度で最初の発情があり、年2～3回繰り返すことになります。

猫は交尾後排卵動物なので、雄のペニスの棘による刺激を受けて排卵が促されます。妊娠すれば、妊娠期間は60～70日です。そして1年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。飼養している猫の数が多すぎると悪臭の発生により周辺的生活環境に支障が生じます。適正な飼養管理を行うため、不妊・去勢手術を行いましょう。

不妊・去勢手術をすると、性格が温和になるし、発情期特有の行動（尿マーキング、ケンカ、雌を求めて遠出して迷子になる、大声で鳴く）が減少し、屋内飼養もしやすくなります。

また、前立腺肥大、乳腺の悪性腫瘍、子宮蓄膿症の予防にもつながります。

8 猫は家族の一員、終生大事に飼いましょう。

終生飼養とは、猫の寿命が尽きるまでその猫と共に暮らすことです。猫の寿命は長い場合は15年以上になりますが、加齢により体の機能が低下し介護が必要になるかもしれません。飼うのであれば、本当に最期まで猫の世話ができるのか、家庭環境などもしっかり考えてからにしましょう。

そして、どうしても飼い続けることが出来なくなった場合は、新しい飼い主を探すようにしましょう。

